

9/5(日)

いわき市長選挙投票日



○選挙の日程

告示日 8月29日(日)

投票日 9月5日(日)

投票時間 7時～19時(一部は～18時)

〈表1〉期日前投票所・投票日時

場所	日時	
市役所東分庁舎、小名浜、勿来、常磐、内郷、四倉の各支所、好間公民館	8月30日(月)～9月4日(土) 8時30分～20時	
遠野、小川、三和、田人、川前、久之浜・大久の各支所	8月30日(月)～9月2日(木) 8時30分～18時	9月3日(金)・4日(土) 8時30分～20時
中央台公民館、泉公民館(講堂)	8月31日(火)～9月4日(土) 8時30分～20時	
産業創造館	8月31日(火)～9月4日(土) 10時～20時	
イオンモールいわき小名浜	8月30日(月)～9月4日(土) 10時～20時	

※期日前投票はお住まいの地区に限らず、上記の場所で投票できます。

○お問い合わせ
選挙管理委員会事務局 ☎22-7532

○投票できる方
満十八歳以上(平成十五年九月六日以前に生まれた方)の日本国民で、本市の選挙人名簿に登録されている方です。今回の選挙で新たに選挙人名簿に登録されるのは、投票日現在で満十八歳に到達した方と、本年六月一日までに本市に転入の届け出をし、九月一日現在、引き続き住民登録のある方です。
なお、七月二十九日まで

に市内転居の届け出をした方は、新住所地の投票所で、七月三十日以降に市内転居の届け出をした方は、前住所地の投票所で、投票してください。
○選挙のお知らせを郵送
有権者には、投票日当日の投票所や投票時間などを記載した「選挙のお知らせ」を、世帯ごとに郵送します。なお、お知らせが届かない場合や紛失した場合でも、本市の選挙人名簿に

登録されていれば投票できます。
○期日前投票制度・不在者投票制度の利用
仕事などで、投票日当日に投票所へ行けない方は、期日前投票制度(表1)や不在者投票制度を利用してください。
○選挙公報の入手方法
候補者の政見や経歴などを掲載した選挙公報を新聞に折り込むとともに、公共施設などに備え付けます。

市ホームページからも閲覧可能ですが、郵送を希望する場合は、同事務局へお問い合わせください。
○新型コロナウイルス感染症防止対策を実施
各投票所では、アルコール消毒液の設置や定期的な換気・消毒、投票管理者・立会人や投票事務従事者のマスクの着用を行うとともに、鉛筆の持参を推奨するなど、新型コロナウイルス感染症防止対策を徹底します。
投票の際には、投票前後の手洗い・うがいやマスクの着用、せきエチケット、他の有権者との距離を十分に確保するなどの協力をお願いいたします。
期日前投票は、新型コロナウイルス感染症防止対策の観点からも、ぜひ利用してください。



国保税・後期高齢者医療保険料の軽減判定所得基準が改正

国の税制改正により、給与所得および公的年金等控除が10万円引き下げられ、基礎控除が10万円引き上げられました。

市では、国保税および後期高齢者医療保険料の軽減判定所得基準に影響が出ないように、計算方法を変更しました。

軽減割合	改正前	改正後
7割	基礎控除額(33万円)以下	基礎控除額(43万円) + (給与所得者等の数 - 1) × 10万円以下
5割	基礎控除額(33万円) + 28.5万円 × (被保険者(※)数)以下	基礎控除額(43万円) + (給与所得者等の数 - 1) × 10万円 + 28.5万円 × (被保険者数)以下
2割	基礎控除額(33万円) + 52万円 × (被保険者数)以下	基礎控除額(43万円) + (給与所得者等の数 - 1) × 10万円 + 52万円 × (被保険者数)以下

後期高齢者医療保険料の軽減割合が改正
後期高齢者医療は、七十五歳以上(一定の障がいがある方は六十五歳以上)の方を対象とした制度で、保険料は「所得割額」「均等割額」の合計額となっています。
保険料軽減特例の見直しに伴い、世帯主と加入者の前年の総所得金額などの合計額に応じて、均等割額の軽減割合が、これまで七・七五割だった方は七割に改正されました。
新型コロナウイルス感染症により収入の減少などの影響を受けた被保険者のうち、一定の基準を満たす方

○お問い合わせ
国保税に関すること
国保年金課
☎22-7429
後期高齢者医療制度に関すること
国保年金課
高齢者医療係
☎22-7466

※国保税における被保険者には、国保制度から後期高齢者医療制度に移行した特定同一世帯所属者を含みます。

国民健康保険税の税率を据え置き

国民健康保険(国保)は、被用者保険(協会けんぽ、

企業の健康保険、船員保険、共済組合)に加入していない方を対象とした制度です。市では、前年度の決算見通しや現在の厳しい経済状

況、加入者の税負担を考慮し、国保基金を取り崩すことで国保運営が可能と判断したため、本年度の税率は据え置きとしました。

後期高齢者医療保険料の軽減割合が改正

後期高齢者医療は、七十五歳以上(一定の障がいがある方は六十五歳以上)の方を対象とした制度で、保

は、申請により減免します。
▼対象 世帯の主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った方か、世帯の主たる生計維持者の事業収入などの減少が前年の3割以上と見込まれる方
▼申込期間 8月16日(月)～来年3月31日(木)
※詳しくは、同課へお問い合わせください。

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料についてお知らせします